

介護老人保健施設サン・テレーズ

重要事項説明書

■運営に関する概要

(運営の方針)

- 1 当施設は、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。
- 2 当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
医師の判断のもとやむを得ない場合は、事前に利用者・代理人の方に必要性・拘束手段等を説明します。
- 3 当施設は、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービスの提供を受けることができるよう努めます。
- 4 当施設は、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- 5 当施設は、サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- 6 当施設職員は、前条の目的達成のために理論性をもって互いに協調し、常に研鑽を重ねて利用者に対応し、よい処遇がはかれるよう努めます。

(利用者からの解除、当施設からの解除)

- 1 利用者及び代理人は、当施設に対し退所の意思表示をすることにより、利用を解除・終了することができます。
- 2 当施設は、次に掲げる場合には、利用者及び代理人に対し利用の解除・終了を申し出します。
 - ① 利用者が要介護認定において自立(入所の場合は要支援も)と認定された場合。
 - ② 当施設において定期的実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合。
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合。
 - ④ 利用者及び代理人が、利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず支払われない場合
 - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
 - ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合。

(緊急時の対応)

- 1 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関での診療をすすめることがあります。
※ 協力医療機関〔石岡循環器科脳神経外科病院 茨城県小美玉市栗又四ヶ1768-29〕
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び代理人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 1 当施設は、サービス提供等により事故が発生した場合、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関の診療又は、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、当施設は、利用者及び代理人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して、速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

- 1 当施設は、利用者及び代理人より、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員へ申し出、又は、備付けのご意見箱に投函して申し出ることができます。
- 2 前1項の要望や苦情などは、責任者へ報告し対応いたします。

(守秘義務)

当施設は、職員に対し、職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を行います。

(職員の質の確保)

当施設は、職員の資質向上のために、その研修等の機会の確保に努めます。

(職員の健康管理)

当施設は、職員の健康管理として、年1回の健康診断を行います。(夜勤者年2回)

(衛生管理)

- 1 当施設は、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の適正な管理に努めます。
- 2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理に努めます。

(非常災害対策)

当施設は、火災・水害・震災等の災害に対処する計画を作成し、非常災害対策に努めます。

(記録)

- 1 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了5年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、代理人その他の者に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(利用料金)

- 1 当施設は、利用者及び代理人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月11日頃に発行・郵送します。
- 2 当施設は、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用料金を支払った者に対して、領収書を発行します。

(賠償責任)

- 1 当施設は、介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、利用者に対して、適切な損害賠償をします。
- 2 但し、利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び代理人は、連帯して、当施設に対して、その損害賠償するものとします。

(定めのない事項)

定められていない事項に関しては、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は、代理人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

■事業所に関する概要

- 1 名称所在地等は、次のとおりです。

施設名： 介護老人保健施設サン・テレーズ
 管理者名： 伊藤 敏 (医師)
 所在地： 〒311-3434 茨城県小美玉市栗又四ヶ1752-1
 電話番号： 0299-37-1115 FAX番号： 0299-37-1555
 開設年月日： 平成16年5月1日
 介護保険指定番号： 介護老人保健施設(0853980035号)
 入所定員数： 80名 (短期入所定員数は空床型です)
 通所定員数： 60名

- 2 施設・設備等は、次のとおりです。

療養室、診察室、レクリエーションフロア、機能訓練フロア、食堂(談話)フロア、浴室、脱衣室、洗面所、洗濯室、身障者用トイレ、汚物処理室、パントリー、サービスステーション
 ナースコール設備、吸引・酸素設備(一部)、寝台浴設備、車椅子浴設備
 火災通報設備、消火栓設備、スプリンクラー設備、消火器
 空調設備、エレベーター、小荷物昇降機、自家発電機(一部に供給)

- 3 従事者の職種・員数・業務内容は、次のとおりです。

職種	員数	業務内容
医師	1人以上	医療業務、管理、運営に関すること
薬剤師	1人以上	調剤、服薬等、薬剤に関すること
看護職員	8人以上	医療、健康、日常生活に関すること
介護職員	25人以上	健康、日常生活に関すること
支援相談員	1人以上	利用者に関する一切の相談
理学療法士	1人以上	リハビリテーションに関する指導、評価、管理
作業療法士	1人以上	リハビリテーションに関する指導、評価、管理
言語聴覚士	1人以上	リハビリテーションに関する指導、評価、管理
栄養士	1人以上	利用者の食事、栄養に関する管理、指導
介護支援専門員	1人以上	利用者のケアプランの作成、管理、指導
事務職員他	1人以上	施設内の管理、送迎、利用料の請求

■利用に関する概要

1 サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画の立案
通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画の立案
- ② 食事(食事の場所は、原則として食堂フロアとなります。)
朝食 7時30分 昼食 12時00分 夕食 17時00分
- ③ 入浴(一般浴槽の他、入浴に介助を要する利用者様には特別浴槽で対応します。入所利用者様は、週に最低2回ご利用いただけます。ただし、利用者様の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護(退所時の在宅での介護指導も行ないます)
- ⑥ リハビリテーション(理学療法・作業療法・言語療法のリハビリを行います)
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 理美容サービス
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他

*これらのサービスのなかには、基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、ご注意下さい。

2 利用料金について

- 1 利用者及び代理人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月11日頃に発行・郵送します。
- 2 利用料金のお支払いは、毎月20日頃までに、1F事務所にて現金払い、又は指定の口座への振込みにてお願いいたします。支払いを受けたときは、利用者様のお名前でも領収書を発行します。
- 3 「介護老人保健施設サン・テレーズ利用料金表」を参照して下さい。

3 面会について(原則、施設サービスのみ)

面会時間は、原則下記のとおりです。面会の際は、1F事務所にて面会の受付をして下さい。

但し、感染症が流行している場合等は、面会時間・方法等が異なる、又は面会禁止となる場合もございますので、当施設までお問合せ下さい。

面会日	面会開始時間	面会終了時間
平日	9:00	19:00
祝日	9:00	19:00
日曜日・指定日	10:00	19:00

4 その他の留意事項

- ① 原則、食事の持込みはご遠慮願います。利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただけます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者様の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には、食事内容の管理が欠かせないためです。
- ② 利用者様の状態(病状の変化・同室者との関係等)に応じて居室の調整(転室)をさせていただくことがあります。ご了承下さい。(施設サービスのみ)
- ③ 1ヶ月毎に、家族カンファレンスを開催させていただきます。当施設より日頃のご様子、ケアプラン説明、ご家族様からのお悩みやご相談も伺いながら、今後のケアに役立てていきたいと考えていますので、ご協力願います。
- ④ 消灯は、21:00となります。(施設サービスのみ)
- ⑤ 外出、外泊は基本的に自由に行うことができますが、利用者様の体調等も考慮いたしますので、前もって当施設職員に相談願います。また、付添者のいない外出はできません。(施設サービスのみ)
尚、外出・外泊の出発・到着時間は、面会時間内をお願いします。
- ⑥ 外泊・外出中の受診については、介護保険の適用内であり、健康保険を使うことができませんので、受診を希望される場合は、必ず、当施設にご相談下さい。(施設サービスのみ)
尚、他の病院からの薬の受取りについても同様です。
- ⑦ 原則、当施設ではアルコール類の飲酒及びタバコの喫煙は禁止となります。
- ⑧ 火気の取扱いは、厳禁とします。
所持品の持ち込みについて、金銭・貴重品は、原則、持ち込まないようお願いいたします。紛失・盗難等発生に関しは、一切責任を負いかねます。持ち物には、必ず名前をお書き下さい。また、危険物の持込みは、ご遠慮願います。
- ⑨ 利用者様の洗濯は、原則として、ご家族に行っていただきます。(施設サービスのみ)
- ⑩ ペットの持ち込みは、禁止となっております。
- ⑪ 他の利用者様の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。

- ⑫ 他の利用者様への迷惑行為は、禁止します。
- ⑬ ご利用者様へのお見舞い金等の金品をご家族に代わって施設でお預かりする事はできません。
- ⑭ 衛生管理上、居室内での飲食及び飲食物の持込みは最小限にして下さい。また、お見舞いで頂いた物(特に生もの)は、なるべく早めにご自宅へお持ち帰り下さい。
- ⑮ 食事制限をされている利用者様もいますので、飲食物を配る事はやめて下さい。
- ⑯ 当施設では、最近の補聴器は小型化し、かつ利用者様自身で取り外しを行う為、施設管理できなため、補聴器の持込みをお断りしております。但し、当施設で集音器を用意しておりますのでこちらをご利用下さい。
- ⑰ 当施設もしくは、職員に対するお心遣いは、固く断り致します。

■当施設の介護について

当施設では、介護レベル(介護経験や介護能力等)の異なる多数の介護職員が、要介護レベル(介護度や疾患等)の異なる多数の利用者様同時に介護する為、下記の点において、家庭内における介護とは異なることをご理解願います。

- ・ 介護保険法の基準に照らし、十分な介護職員を配置していますが、それでも常時マンツーマンで介護することは、不可能であること。
- ・ 一定人数の介護職員を、特定の利用者に偏ることなく全利用者に対して、要介護度や状態に応じ、公平に配置しなければならないこと。
- ・ 介護職員はシフト勤務制で配置される為、特定の介護職員を特定の利用者の担当にすることができないこと。

■利用者様の安全管理について

当施設では、利用者様が快適な入所生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者様の身体状況や病気に伴う様々な症状により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解願います。

- ・ 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- ・ 老人保健施設は、リハビリ施設であること、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性がります。
- ・ 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ・ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。
- ・ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血ができやすい状態にあります。
- ・ 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ・ 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- ・ 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。従いまして、緊急連絡先の方への連絡・説明が、事後になることがあります。ご理解願います。
- ・ 環境の変化に伴う様々な認知症状が考えられます。また、認知症状等による、入所者様同士のトラブルが起きる可能性があります。

■当施設における個人情報の利用目的と取扱いについて

《 個人情報の利用目的 》

- ・ 介護サービス提供
 - 1 当施設での介護サービスの提供
 - 2 他の介護サービス事業者、医療機関、訪問看護ステーション等との連携
 - 3 他の介護サービス事業者、医療機関からの照会への回答
 - 4 利用者様の診療等に当り、外部の医師等の意見、助言を求める場合
 - 5 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - 6 ご家族等への心身の状況説明
 - 7 その他、利用者様への介護サービス提供に関する利用
- ・ 介護報酬請求のための事務
 - 1 当施設での介護に関する事務およびその委託
 - 2 審査支払機関へのレセプトの提出
 - 3 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - 4 その他、介護保険、および公費負担の対象介護サービスに関する介護報酬請求のための利用
- ・ 当施設の管理運営業務
 - 1 会計、経理
 - 2 事故等の報告
 - 3 入退所等の管理
 - 4 当該利用者様の介護サービスの向上
 - 5 その他、当施設の管理運営業務に関する利用
- ・ 当施設内において行われる介護実習等への協力

《 個人情報の取扱いについて 》

- ・介護の質の向上を目的とした事例研究
- ・外部監査機関への情報提供
 - 1 電話での在所確認・お部屋の問合せ
電話での問合せには、至急の場合等を除いてお答えしないこととします。
 - 2 お部屋入口やベットの名前の表示
安全な介護サービスを提供する為に、お名前を表示いたします。
 - 3 施設内でのお声掛け
利用者様のご本人確認、及び安全な介護サービス提供の為に、お名前をお呼びします。
 - 4 施設内の写真掲示
サービスの一環として、施設内行事にご参加いただきました利用者様のお写真を施設内に掲示させていただきます。
 - 5 ご連絡に関して

《 上記に関するご同意、ご意見 》

- ・介護サービス、治療、利用予定、入退所手続きの案内、介護保険証等の確認、利用料の金額等の内容について、利用者様・ご家族様に連絡する場合がございます。

《 問い合わせ窓口 》

- ・お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取扱いさせていただきます。
- ・お申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

■利用料金の利用者負担等に関する説明書

介護老人保健施設サン・テレーズをご利用される利用者様の利用料金は、厚生労働大臣が定める介護保険(及び介護予防)の給付基準に基づく自己負担分と介護保険給付対象外の費用(居住費〔滞在費〕、食費、利用者の選択に基づく特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、レクリエーション・クラブ活動で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等)の2種類があります。

なお、介護保険(及び介護予防)の給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス(入所、〔介護予防〕短期入所療養介護、〔介護予防〕通所リハビリテーション)毎に異なります。

また、ご利用者様の利用料金の負担額は、全国統一ではありません。介護保険(介護予防)給付の自己負担額は、施設の所在する地域(地域加算)や配置している職員の数等で異なり、利用料金も各施設ごとの設定となっております。

当施設の利用者様負担額につきましては、重要事項説明書または、利用料金表をご参照下さい。

介護保険には、大きく分けて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅にて種々のサービスを受ける居宅サービス(及び介護予防のサービス)がありますが、それぞれ利用方法が異なっています。

施設サービスを希望される場合は、直接、当施設にお申込みいただけますが、〔介護予防〕短期入所療養介護、〔介護予防〕通所リハビリテーションは、居宅サービスであり、原則的にご利用に際しては、居宅支援サービス〔介護予防サービス〔介護予防サービス〕計画(ケアプラン)を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。

また、送迎、入浴といった加算対象のサービスも、居宅支援サービス〔介護予防サービス〕計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス〔介護予防サービス〕計画に記載されているか、否かをご確認下さい。

各サービス計画は居宅介護支援事業所(介護予防支援事業者〔地域包括支援センター〕)に作成依頼することもできます。詳しくは、施設担当者にご相談下さい。